

保育所・認定こども園における  
「食事の提供に係る業務」  
実施要領  
(改訂 3 版)

令和2年12月

長 崎 県

- ・ その他の食品については、保冷設備等にて 10℃以下で保存する。（この場合、保冷が確実に行われたかどうかを確認して記録する。）（様式Ⅲ－１または様式Ⅲ－５）
- ③ 調理後の食品は、調理終了後から 2 時間以内に喫食することが望ましい。

#### （４）当日調理、当日配食の原則

調理は、必ず当日行って配食し、残りの調理済みの食品は、翌日に繰り越して使用しない。

### 6. 検食

- ① 給食における事故を未然に防ぐため、調理が完了し配膳までの間（必ず提供する前）に、調理従事者以外の検食者によって検食する。
- ② 栄養的観点から、乳幼児の食事として質及び量は適当であるか、衛生的観点から衛生的取り扱いが適切か、また、食育的観点から盛りつけなど乳幼児の立場にたって配慮されているかを確認する。
- ③ 異味・異臭その他の異常が感じられる場合には、直ちに食事の提供を中止する等の措置を講じることが必要である。
- ④ 検食時間、点検事項等を記録し、その結果により、給食内容の改善を図る。（様式Ⅰ－１０、Ⅰ－１１または様式Ⅲ－８）

### 7. 保存食

原材料及び調理済み食品は、食品ごとに 50 g 程度ずつ清潔な容器（ビニール袋等）に密封して入れ、採取（調理）月日を明記して、－20℃以下で 2 週間以上保存する。なお、原材料は、洗浄・殺菌等を行わず購入した状態で保存する。（様式Ⅲ－１または様式Ⅲ－４）

食中毒事故発生の場合には、原因究明用に供する。

### 8. 保育と食事提供が連携した衛生管理

#### （１）食事環境の衛生 「児童福祉施設における保健衛生マニュアル」平成 14 年 3 月 厚労省監修（財）児童育成協会

安全な食事を提供するには、調理や配膳を衛生的に行うことに加えて、食事をする際の環境や、子どもと保育者の衛生が非常に重要である。乳幼児は感染性疾患や食中毒に対する抵抗力が弱いので、保育環境においても微生物の感染を予防することが必要である。

##### ① 保育者と子どもの衛生管理

配膳に携わる者は、十分に手洗いを行う。（手洗いマニュアル参照）

園児も流水式水道で十分手洗いをさせる。正しい手洗い習慣を身につけ、日々実践する。

##### ② 食事場所の衛生管理

- ・ 食事専用の部屋やスペースがあることが望ましいが、保育室等で食事をする場合は、部屋を片付けた後、テーブルを清掃、消毒する。
- ・ 安全な食事を提供するために配膳は、清潔な器具類を使用する。
- ・ 食事テーブルには、専用のふきんを使用し、1 回の食事ごとに拭くなど清潔に保つ。
- ・ ふきんの使用後は、洗濯し薬液又は日光消毒を行い、よく乾燥して清潔な場所に保管する。
- ・ お手拭き・口拭きは児童ごとにその都度交換する。
- ・ ノロウイルスの流行時期には、特に感染拡大を防ぐための注意をする。  
（子どもが嘔吐したときの処理セットを備えておく）

がありますは、医師の診断及び指示に基づいて行う必要があります。以下に、そのその対応対応についての基本原則を示します。

#### 【保育所におけるアレルギー対応の基本原則】

##### ○ 全職員を含めた関係者の共通理解の下で、組織的に対応する

- ・アレルギー対応委員会等を設け、組織的に対応
- ・アレルギー疾患対応のマニュアルの作成と、これに基づいた役割分担
- ・記録に基づく取組の充実や緊急時・災害時等様々な状況を想定した対策

##### ○ 医師の診断指示に基づき、保護者と連携し、適切に対応する

- ・生活管理指導表（※）（8頁参照）に基づく対応が必須

（※）「生活管理指導表」は、保育所におけるアレルギー対応に関する、子どもを中心に据えた、医師と保護者、保育所の重要な“コミュニケーションツール”。

##### ○ 地域の専門的な支援、関係機関との連携の下で対応の充実を図る

- ・自治体支援の下、地域のアレルギー専門医や医療機関、消防機関等との連携

##### ○ 食物アレルギー対応においては安全・安心の確保を優先する

- ・完全除去対応（提供するか、しないか）
- ・家庭で食べたことのない食物は、基本的に保育所では提供しない

こうした原則に基づいた対応を行うため、保育所の職員は、その内容に習熟する内容に習熟することが求められます。そのために、職員はその責務と役割に応じて、施設内外の研修に定期的に参加し、個々の知識と技術を高めることが重要です。

また、施設長や保育所の保育所の設置者は、保育所における子どもの健康と安全の確保に資するよう、こうした対応を進めるとともに、アレルギー疾患対策基本法をはじめとする関係法令等を遵守し、国及び自治体が行うアレルギー疾患対策について、啓発及び知識の普及に協力する協力するよう努めることが求められます。

さらに、保育所におけるアレルギー対応の取組を進めていく上で、国や公的機関等が公表するアレルギー疾患対策に関する情報を共有し、活用していくことも重要です。

（参照：アレルギー疾患対策に資する公表情報対策に資する公表情報（81頁））

#### イ) 生活管理指導表の活用 生活管理指導表の活用

保育所において、保護者や嘱託医等との共通理解の下で、アレルギー疾患を有する子ども一人一人の症状等を正しく把握し、子どものアレルギー対応を適切に進めるためには、保護者の依頼を受けて、医師（子どものかかりつけ医）が記入する「保育所におけるアレルギー疾患生活管理指導表」（以下「生活管理指導表」という。）に基づき適切に対応することが重要です。

生活管理指導表は、保育所における子どものアレルギー対応に関して、子どもを中心に据えた、医師と保護者、保育所における重要なコミュニケーションツールとなるものであり、保育所の生活において、アレルギー疾患に関する特別な配慮や管理が必要となった子どもに限って作成されるものです。

（参照：参考様式「保育所におけるアレルギー疾患生活管理指導表」（8頁））